

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について

先般、令和 3 年 6 月 18 日付の大臣官房危機管理官事務連絡の別添 3 である内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡において、「HP 等にイベント開催時に必要な感染防止策のチェックリスト、大声・歓声等なしの実績疎明資料、結果報告資料等のフォーマットを掲載・公表し、主催者等が入手可能な状態とすること。関係各府省庁及び各都道府県との連携を図る観点から、今後、必要に応じフォーマット等を示すので、留意されたい。」とされていたところ、今般、別添のとおり内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長より、チェックリスト等のフォーマット、都道府県事前相談窓口及び関係各府省庁窓口の通知がありました。

つきましては、各局等におかれては、所管事業者・団体及び独立行政法人等に対し、適切な周知・助言等を行っていただくようお願いいたします。

- (別添) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について」
- (別添 別添 1) 催物の開催に係る事前相談目次
(事前相談に必要な手続きについてのフロー図と必要な手続きの概略を説明する資料)
- (別添 別添 1 別紙 1) 感染防止策チェックリスト
- (別添 別添 1 別紙 2) 必要な実績疎明資料の判定・実績疎明資料
- (別添 別添 1 別紙 3) 催物結果報告フォーム
- (別添 別添 2) 都道府県事前相談窓口・関係府省庁窓口
- (参考) 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡
「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」